

## 第5節 民生児童委員等

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委託を受け、児童福祉法の規定により児童委員も兼任し、社会奉仕の精神をもって、個別援助と地域住民の福祉増進のため広範な活動を行っている。

平成6年1月からは、児童福祉に関する活動

を専門に担当する主任児童委員を新たに配置している。

また、県は身体障害者相談員、知的障害者相談員を身体障害者福祉法などに基づき委嘱配置している。(表1)

表1 民生児童委員、身体・知的障害者相談員数の状況 平成21年度(単位:件)

区分	民生児童委員	主任児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
川北町	13	2	1	1
県計	1,713	205	111	45

当センターの事務対象地域は川北町のみである